

「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」について（改定）

学校法人 信学会
社会福祉法人 信州福祉会

信学会グループは、このたび新型コロナウイルス変異株等による感染拡大状況を踏まえ、令和4年5月25日付改定の「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン」を、12月2日付（ただし現在継続中の措置については、解除まで旧基準で運営いたします）で改定しました。

なお、本ガイドラインは、当面の指針であり、今後の感染状況により変更となる場合があります。つきましては、引き続き基本的な感染症対策を行うとともに、自身の体調管理にも留意をお願いします。

記

I 感染者等の発生状況に応じた対応について

1. 感染対策について

- (1) 学校・施設環境の違いを踏まえ、引き続き基本的な感染対策（3つの密（密集，密接，密閉）を避ける，人との間隔が十分とれない場合のマスクの着用，手洗いなどの手指衛生など）を引き続き行う。ただし，未就学児は2歳未満ならマスク着用を推奨せず，2歳以上について一律にマスク着用は求めません。
- (2) 寒暖のある環境下においても，室内温度に留意しつつ，引き続きこまめな換気を行う。なお，施設状況に応じて，以下の方法等工夫して換気に努める。
 - (例) ・対角の窓・小窓をそれぞれ開ける幅を10～20cm程度を目安に常時換気
 - ・開放できる窓・ドアを常時開放することによる常時換気
 - ・30分に1回以上数分間，少なくとも休み時間ごとに窓全開による換気 など
- (3) 発熱等風邪の諸症状や体調に異変がある場合には，自宅休養を行っていただくよう，お願いさせていただきます。

なお，感染者の発生状況や学校・施設の違いを踏まえ，次項以降のように対応することとします。

※「生徒」＝「園児，児童，生徒」と適宜読み替えてください。

2. 生徒・教職員の感染が判明した場合，濃厚接触者に特定された場合

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園の場合

【全園共通】

園児・教室生・教職員が陽性者・濃厚接触者となった場合は，保健所または園（以下，「保健所等」という）の指示する期間を登園・出勤停止とする。

【幼稚園・専科教室の場合】

1 学級閉鎖等の条件

(i) 学級閉鎖

園児・教室生・担当教職員（以下：園児等という）が陽性者と確認され、最終登園日から5日（土・日・祝日・長期休み含む）を経過するまでに、同学級・教室の欠席者の割合が概ね20%となった場合

（感染経路との関連状況や学級・教室の構成人数等を踏まえて検討し、判断する。）

(ii) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

（感染の広がりを検討し、判断する。）

(iii) 休園・休室

複数の学年・教室を閉鎖するなど、園・教室内で感染が広がっている可能性が高い場合

（感染の広がりを検討し、判断する。）

2 学級閉鎖等の期間

陽性者(※)の最終登園日から5日を経過するまで。

※複数の場合は、最終登園日が最も遅い園児等。

各期間には、土曜・日曜・祝日を含む。

なお、専科教室は接触の度合いに応じて判断をさせていただきます。

【保育園・認定こども園の場合】

各市の基準・指示を優先しつつ対応する。従って、原則、市より要請があった場合に、「休園」「学年閉鎖」「学級閉鎖」を検討する。

※要請がない場合は、原則「休園」「学年閉鎖」「学級閉鎖」は行わない。

※なお専科教室については上記幼稚園と同様とする。

(2) PASS・ゼミナール・グリーンクラスおよびコードアカデミー高校・予備学校の場合

① 当該生徒および教職員は、登校・通塾・出勤「停止」とする。

なお、陽性者および濃厚接触者の各「停止」期間は、保健所等の指示する期間とする。

② 教室・学校は、保健所等および行政の衛生主管部局の基準および指示・指導のある必要な範囲において、クラス・学年・学校または校舎全体等の休校・休室等を検討し判断する。

なお、対象範囲以外の教育活動は継続する。

③ 通常授業以外の事業の実施については、事業内容を踏まえ個別に判断する。

3. 生徒の通う学校・施設において、当該児以外の生徒等に感染者が発生した場合

(1) 当該校の状況に応じて、生徒の通塾・通室「停止」を判断する。なお、停止期間は、当該校の指示する期間とする。教室等は、通常通り、開室・開校する。

Ⅱ 複数の校舎・教室等が、同一の建物で開校（同居）している施設の場合について

(1) いずれかの教室・校舎等で前述の状況が発生した場合，その当該教室以外は，通常通り開校・開校する。

Ⅲ 登園・登校・通塾・出勤の「停止」期間および「休園・休校」期間について

(1) 当該期間は，いずれも医療機関受診等により感染していることが確定した日を基準に，保健所等および行政の衛生主管部局の基準および指示・指導を受け定めた期間，または，前述の期間とする。

(2) 休園・休校期間中は，施設内の消毒および衛生管理を行う。

Ⅳ その他

(1) 感染者や濃厚接触者となった関係者が，差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象とならないように，十分な配慮・注意をもって対応する。

(2) 歓送迎会・慰労会含め各部署での飲食をとまなう会合の開催は，現在の状況下においては法人として推奨しない。

以上